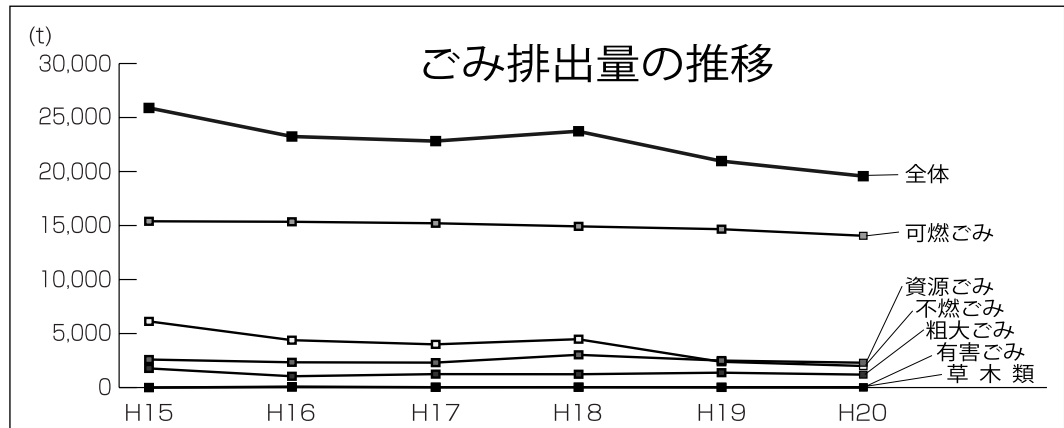


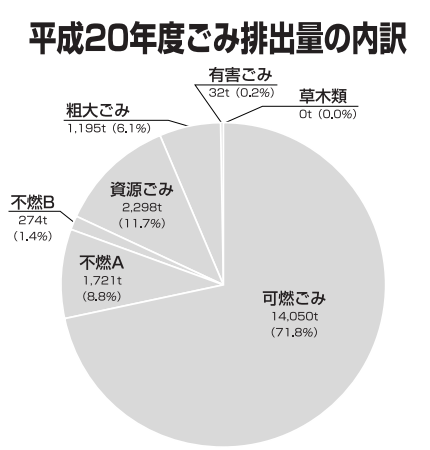
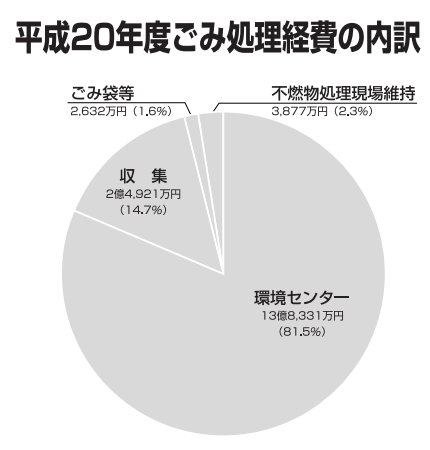
# その袋の中に紙は含まれていませんか？ 捨てているのは資源です！



高島市の平成20年度のごみ量は約19,600tで、一人一日当たり平均で984gを排出しています。平成18年度に策定した「高島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、平成16年度のごみ量約22,900tを平成20年度には約20,000tにする計画でしたが、皆さんの協力により、その計画以上に減量することができました。平成16年度と比較すると約15%の減量を達成したものの、滋賀県の平均（平成18年度 948g）と比べると、まだまだ高い数字になっています。

## 市税収入の3割分が ごみ処理で消える

ごみの処理にかかる経費は、年間で約17億円。これは市税収入約61億円のおおむね3割にあたります。市



民一人当たりになると約3万円もの税金が使われていることとなります。そのうち環境センター分が1億円で、約8割を占めています。環境センターで処理しているごみの7割は燃えるごみです。この燃えるごみを処理するために、燃料代や電気代、薬品

代など大変な経費がかかっている上、施設の寿命も縮めています。つまり、燃えるごみを減らすことは、それにかかる経費が削減でき、施設も長持ちするということです。

## ひと手間加えて ごみを資源に

燃えるごみの約60%は紙類です。紙を分別し資源ごみとして出すことで燃えるごみは60%削減できます。紙はほとんどが資源としてリサイクルできます。新聞、ダンボール、飲用紙パック、シュレッダー紙、その他古紙（雑誌、パンフレット、菓子箱、古封筒、コピー紙、メモ用紙、葉書など）の種類毎に分けてひもで十文字にくくって出してください。特にその他古紙にあたるパンフレット、菓子箱、古封筒、コピー紙は可燃ごみではなく資源ごみに出してください。

## ごみから収入 7,100万円

平成20年度のごみ処理にかかる収入は、約1億3,700万円です。その主なものは、資源ごみ（紙、缶、ビン、ペットボトルなど）の売却益

## 収集日、時間、場所。 ルールを守って、住み良い きれいな街にしましょう

●収集日の朝、  
決められた集積所に出しましょう  
収集が終わってから出されたごみは、次の収集日まで集積所に放置されることとなります。悪臭などで周辺環境に悪影響を及ぼすのでやめましょう。

また、集積所は自治会等で設置・管理されています。他の自治会の方などが使用（排出）する場合は、管理者の了解を得てください。

●ごみは、正しく分別して出してください  
分別されていない状態では回収できません。環境カレンダーで収集日や分別方法を確認のうえ、ルールを守ってごみを出してください。皆さんのご協力をお願いします。

環境政策課 ☎(25)8123

が7,100万円、事業所のごみ収集手数料3,900万円、ごみ袋収入2,400万円です。皆さんに分別していただいた資源ごみが大きな収入になっています。燃えるごみや燃えないごみとして出すと処理に大きな費用がかかりますが、資源ごみとして出すと市の収入になります。今後ごみの分別をよろしく願います。

